

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部NPO法人担当 (06-6208-9864)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特例認定特定非営利活動法人等の合併の認定
概 要	申請者から特例認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請に係る書類の提出があった場合、一定の基準を満たしているかの審査を行い、特例認定、不認定の決定を行います。
根拠法令等 及び条項	特定非営利活動促進法 第34条、第63条 大阪市特定非営利活動促進法施行条例 第13条、第20条 大阪市特定非営利活動促進法施行細則 第17条、第24条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	・NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のもの。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資するものと見込まれるもの 1 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること 2 運営組織及び経理が適切であること 3 事業活動の内容が適正であること 4 情報公開を適切に行っていること 5 事業報告書等を所轄庁に提出していること 6 法令違反、不正の行為、公益に反する事業等がないこと 7 設立の日から1年を超える期間が経過していること ※ 1～7の基準を満たしていても、次の欠格事由に該当するNPO法人は、認定を受けることはできません。 （欠格事由） ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 ・認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・NPO法、暴力団員不正行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・暴力団又はその構成員等 ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人 ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人 ⑥ 暴力団又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人
標準処理期間	—
経由日数	なし
提出先	市民局総務部NPO法人担当
提出時期	随時
提出方法	認定・特例認定特定非営利活動法人の合併認定申請書（大阪市特定非営利活動促進法施行規則第22号様式）及び添付書類を市民局総務部NPO法人担当に提出してください。
手数料	なし
相談窓口	市民局総務部NPO法人担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000375996.html
備 考	